

後援名義使用許可伺

【決裁区分】 部長 ・ 課長				[初回・例年]			
経済観光文化局 文化振興課				経文(後) 第 号			
部長	課長	係長	係員	起案	年	月	日
				決裁	年	月	日
				施行	年	月	日
備考							

後援名義使用申請書

年 月 日

福岡市長様

〒
住 所
団 体 名
代 表 者 名
電 話 番 号

担当 者 名 :
連絡先 E-mail :

連絡先 TEL :
連絡先 FAX :

事業名												
日 時	年	月	日 ()	時	分	～	時	分				
	～	年	月	日 ()	時	分	～	時	分			
会場												
内 容												
入場料・ 出品料等	無料 ・ 有料 () 円			※有料の場合は収支予算書を添付してください。								
他への 後援申請 (予定含む)												
確認事項	・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。)でないことを誓約します。 <input type="checkbox"/>											
	・後援名義を申請する事業については、 ① 営利を目的とした事業ではありません。 <input type="checkbox"/> ② 特定の宗教内容の支持・反対や利害にかかわる事業ではありません。 ③ 特定の政党その他の政治的団体の支持・反対や利害にかかわる事業ではありません。 ④ 政治上その他の主義主張の普及を主たる目的とした事業ではありません。 ⑤ 法令及び公序良俗に反した事業ではありません。											
	・申請にあたっては、下記に記載の注意事項を遵守します。 ■ 申請書の提出後、追加で書類を求められた場合は指定の期日までに提出してください。なお、期日までに提出がない場合は申請を却下することがあります。 ■ 記載内容、事業計画等を変更する場合は、直ちに変更の届出を行ってください。 ■ 事業終了後、事業の実績に関する書類(実績報告書、収支決算書など)の提出を求められた場合は、指定の期日までに提出してください。 ■ 名義使用の許可を受けるまでは、チラシやHP等で名義を使用しないでください。申請中における「福岡市後援(予定) / (申請中)」等の記載も認めません。											
承諾後(事業終了後)に申請内容が事実と異なることが判明した場合には、承諾の取消や承諾を取り消した日から3年以内に行う申請に対して不承諾とする措置を受けても異議を申し立てません。 <input type="checkbox"/>												
添付書類	① 事業の企画書、計画書、チラシ案など後援を申請する事業の概要がわかるもの ② 後援を申請する事業の収支予算書(入場料、出品料、参加料などがある有料事業の場合のみ。) ③ 前回後援を受けた際のチラシ、初回申請の場合は活動経歴がわかるもの ④ 返信用封筒(宛先を記入し、返信に必要な額の切手を貼ったもの) ⑤ 団体概要、規約または会則 ⑥ 団体の役員名簿(役職、氏名がわかるもの) ※過去2年以内に文化振興課の後援名義使用承諾を受けている場合で、内容の変更がない場合は、⑤⑥は提出不要です。											
ジャンル	1. 邦楽	2. 洋楽	3. 文芸	4. 華道	5. 茶道	6. 美術	7. 邦舞	8. 洋舞	9. 民謡・民舞	10. 演劇	11. 演芸	12. その他

→ 申請者は太枠内のみ記入してください

提出前に今一度、添付書類をご確認下さい。

提出資料チェック表

添 付 書 類			
①	<input type="checkbox"/>	企画書、事業計画書、当該事業のチラシ案など	※後援を申請する事業の概要がわかるもの
②	<input type="checkbox"/>	後援を申請する事業の収支予算書	※入場料、参加料、出品料などがある有料事業の場合のみ、提出してください。 ※収入合計が支出合計を超える事業は、営利を目的とした事業と考えられるため、後援名義の使用は認められませんのでご注意ください。
③	<input type="checkbox"/>	(2回目以降の場合) 前回後援を受けた際のチラシ (初回申請の場合) 活動経歴がわかるもの	
④	<input type="checkbox"/>	返信用封筒	※申請者の宛先を記入し、返信に必要な額の切手を貼ったもの
⑤	<input type="checkbox"/>	団体概要、規約または会則	※活動内容及び目的がわかるもの
⑥	<input type="checkbox"/>	団体の役員名簿	※団体、実行委員会等の場合のみ ※名簿は、役職・氏名がわかるもの

※過去2年以内に文化振興課の後援名義使用承諾を受けている場合で、内容の変更がない場合は、⑤⑥は提出不要です。